

留萌市中小企業特別融資保証料補給基準

留萌市中小企業特別融資資金制度要綱（昭和46年4月1日）第8条に基づく北海道信用保証協会保証料（以下「保証料」という）の補給基準を次のとおり定める。

- 1 平成21年4月1日以降の特別融資運転資金及び設備資金の新規融資実行分から適用しない。
- 2 平成21年4月1日以降の特別融資新規創業事業資金及び新規創業設備資金の新規融資実行分については補給率を50/100とし、3ヶ年を限度に補給する。
- 3 平成21年3月31日までの融資実行にかかる保証料補給については、借受者の返済完了まで従前とおりとする。

4 保証料の補給は、毎月5日の取扱金融機関の報告に基づき、査定した額を当該借受者に次のとおり補給する。

(1)借受者が返済期日までに返済を履行した場合であって、保証人及び北海道信用保証協会等が代位弁済したときは除くものとする。

(2)補給月は次のとおりとする。

補給月	融資実行期間	備考
3月末日	4月から9月末日までの融資実行	保証料を一括納付した者に限る
10月末日	10月から3月末日までの融資実行	同上

5 保証料補給は融資返済者（借受者）から上記3の査定額を記載した請求書（別紙）により支給する。

附 則

- 1 この基準は、昭和46年4月1日以降に新たに融資を受けたものに使用する。
- 2 この基準実施以前に貸付を受けた者の保証料の補給については、この基準にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、昭和49年5月1日以降に新たに融資を受けたものに使用する。
- 2 この基準実施以前に貸付を受けた者の保証料の補給については、この基準にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成2年9月1日以降に新たに融資を受けたものに使用する。
- 2 この基準実施以前に貸付を受けた者の保証料の補給については、この基準にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日以降に新たに融資を受けたものに使用する。
- 2 この基準実施以前に貸付を受けた者の保証料の補給については、この基準にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日以降に新たに融資を受けたものに使用する。
- 2 この基準実施以前に貸付を受けた者の保証料の補給については、この基準にかかわらず、従前の例による。

別表【保証料補給表】

(単位：%)

運転資金・設備資金

回数 貸付年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1年間	50									
2年間	35	15								
3年間	30	15	5							
4年間	20	15	10	5						
5年間	15	15	10	5	5					
6年間	15	10	10	5	5	5				
7年間	10	10	10	5	5	5	5			
8年間	10	10	10	5	5	5	3	2		
9年間	10	10	5	5	5	5	5	3	2	
10年間	10	10	5	5	5	5	3	3	2	2

ただし、平成19年4月1日以降に融資実行を受けたもの

(単位：%)

運転資金・設備資金

回数 貸付年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1年間	100									
2年間	75	25								
3年間	60	30	10							
4年間	45	35	15	5						
5年間	35	30	20	10	5					
6年間	30	20	20	15	10	5				
7年間	25	20	20	15	10	5	5			
8年間	20	20	15	15	10	10	5	5		
9年間	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
10年間	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

ただし、平成19年3月31日以前に融資実行を受けたもの

(単位：%)

新規創業事業資金・新規創業設備資金

回数 貸付年数	1	2	3	計
1年間	50			50
2年間	35	15		50
3年間	30	15	5	50
4年間	20	15	10	45
5年間	15	15	10	40
6年間	15	10	10	35
7年間	10	10	10	30
8年間	10	10	10	30
9年間	10	10	5	25
10年間	10	10	5	25

ただし、平成21年4月1日以降に融資実行を受けたもの